

登米市ふるさと応援寄附金業務 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

本募集要領は、本市においてふるさと応援寄附金業務を委託するにあたり、その実施事業者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

登米市ふるさと応援寄附金業務

(2) 業務内容

別紙「登米市ふるさと応援寄附金業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※ただし、業務を継続して委託することに支障がないと本市が認める場合、本市と受託者の双方合意のうえ、上記の契約期間以降も業務委託契約を更新することができるものとする。

(4) 提案上限額

対象寄附金額の、

ふるさとチョイス 9%以内

楽天ふるさと納税 6%以内

上記に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

※提案上限額には、返礼品代、返礼品の発送に係る配送料、返礼品代の振込手数料、市が契約している寄附受付サイトの手数料及びクレジット決済手数料は含まない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を全て満たす者であること。

(1) 法人格を有していること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(4) 登米市発注の契約にかかる指名停止処分を受けていないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、競争入札の参加を制限されていないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人でないこと。

- (7) 登米市暴力団排除条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (8) 登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年告示第227号）第3条に該当しないこと。
- (9) 国税及び市税に滞納のないこと。

4 スケジュール

本業務に係るスケジュールは、以下のとおり。

内容	時期
公募開始	令和4年2月7日（月）
質問書提出期限	令和4年2月14日（月）
質問書への回答期限	令和4年2月18日（金）
企画提案書類提出期限	令和4年2月28日（月）
審査委員会（ヒアリング）	令和4年3月8日（火） 予定
結果通知	令和4年3月10日（木） 予定
契約候補者との協議	令和4年3月14日（月）～17日（木） 予定
契約締結	令和4年3月18日（金） 予定
業務開始	令和4年4月1日（金）

5 応募方法

下記により提案事業の応募を受け付ける。

(1) 提出書類【正本1部、副本6部】

企画提案書類

- ① 登米市ふるさと応援寄附金業務プロポーザル参加申込書（様式1）
- ② 同 企業・法人の概要（様式2）
※従業員総人数は、令和3年4月1日時点の単体の人数を記載すること。
- ③ 同 同種又は類似業務の実績（様式3）
- ④ 同 誓約書（様式4）
- ⑤ 会社概要や業務概要を記したパンフレット
- ⑥ 営業報告書（直前1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書））
- ⑦ 定款の写し（最新のもの）
- ⑧ 登記事項証明書の写し
- ⑨ 納税証明書（受付日前3ヶ月以内に発行されたもので、申請時発行可能な直近の年度のもの。）
- ⑩ 登米市ふるさと応援寄附金業務企画提案書（様式5）
（様式は自由、文字サイズ11ポイント以上、表紙・目次を含まずにページ番号を付けること。ページの制限は30ページとする。）
※仕様書及び評価基準に沿った内容とし、具体的に作成すること。
※基本はA4版縦で記載するものとするが、A3版の場合は2ページ分（両面の場合4ページ分）とする。

⑪ 同 実施体制 (様式6)

※資格等については、証明する書類の写しを提出するものとする。

⑫ 同 見積書 (様式7)

(2) 提出先

登米市まちづくり推進部観光シティプロモーション課
〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
TEL : 0220-23-7331 (直通) FAX : 0220-22-9164
電子メール : kanko-pro@city.tome.miyagi.jp

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は市役所開庁日の9時～17時の間のみ受け付ける。

※郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残るもので送付し、提出期限内に必着のこと。

(4) 提出期限

企画提案書類

令和4年2月28日(月) 17時までに必着

(5) 提出書類の取扱い

① 提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。

② 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。

③ 提出された関係書類は、他事業者に提供しない。

④ 関係書類の提出期限後において、書類の追加・修正・変更は認めないものとする。ただし、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。

⑤ 提出された書類については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

6 応募に係る質問について

応募に係る質問がある場合は、質問書(様式8)を提出すること。

(1) 提出方法

電子メール(kanko-pro@city.tome.miyagi.jp宛て)

※電子メール以外による質問は受け付けないものとする。

(2) 提出期限

令和4年2月14日(月) 15時までに必着

(3) 回答方法

登米市ホームページにて公表を行う予定である。

(4) 回答期限

令和4年2月18日(金)

7 契約候補者の選定作業等

(1) 選考方法

登米市ふるさと応援寄附金業務プロポーザル審査委員会において、提出された書類及

びプレゼンテーションの内容を審査し、契約候補者及び次点の事業者を選定する。

(2) 選考基準

選考の基準は、下記の項目に基づき、提案事業の実現性及び経済性等について、企画提案書の内容評価と応募者の活動実績等の対応能力評価も含め総合的に審査する。

評価項目		配点
業務遂行	他自治体等での実務経験が豊富で、業務を遂行するための専門知識、経験等の活用を期待できる提案であるか。	10
	業務に精通した職員が配置され、人員も確保されており、安定的に業務を遂行できる体制が整っているか。また、繁忙期の体制も考慮されているか。	5
	事業遂行のための経営基盤を有しているか。	5
企画提案書 (事業計画等)	市が利用するポータルサイトにおいて、自治体ページ及び返礼品ページの管理が適切に行われ、閲覧効果の向上が見込める提案となっているか。	5
	寄附者情報等の管理について、適切なシステムが構築され、個人情報について有効な漏洩防止対策が講じられているか。	5
	返礼品の発注、配送の手配及び管理が適切に行える仕組みとなっているか。	5
	返礼品の登録作業や在庫管理等における返礼品提供事業者へのサポートは充実しているか。	5
	返礼品の開発実績があり、本市の地域特性を踏まえた返礼品の開発が可能か。	5
	市内の特産品はもとより、市内の中小企業の製品のほか、サービス提供型プランなど多様な提案がなされているか。	5
	ふるさと納税を活用した本市の魅力発信及び地域活性化に向けたプロモーションが期待できるか。	5
	寄附の動向を分析し、効果的なプロモーション・PRの企画提案となっているか。	5
	寄附者などから寄せられる返礼品の不備や配送遅延に対するクレーム、問い合わせに迅速かつ責任ある対応が期待できるか。	5
仕様書に記載のない、事業者のノウハウや知識・経験を活かした独自提案や、本市にとってメリットの大きな追加提案があるか。	5	
経費見積	企画提案と見合った適切な見積金額であるか。	30
合計		100

(3) 審査（プレゼンテーションの実施）

① 日時：令和4年3月8日（火）予定

② 場所：登米市役所

③ 時間：準備5分、説明15分、質疑応答20分、片付け5分を予定

※プレゼンテーションの順番は、参加表明書類の受付順とする。

※プレゼンテーションに使用するパソコン及びプロジェクター、スクリーンは市が用意する。なお、各提案者が持参することも可とし、その場合は事前に担当者の承諾を得ること。

※詳細な日時や実施時間は、参加申込書類の提出期限後、各社に別途通知する。

※プレゼンテーションに参加できる者は3名までとする。

④ 新型コロナウイルス対策

審査については、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、書類審査若しくはオンラインによるプレゼンテーションとなる場合もあることとし、その際には参加事業者に対して事前に通知するものとする。

(4) 審査結果

① 審査結果については、すべての応募者に文書で通知する。

② 審査の経緯については公表しない。

③ 審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

(5) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合

③ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ 本要領に違反すると認められる場合

⑥ 2（4）の提案上限額を超えている場合

8 契約等

(1) 契約候補者は、市と協議の上、必要な契約を締結する。

(2) 契約候補者と市による協議において、当初の提案内容を一部変更することがある。

(3) 契約候補者と協議が整わない場合は、次点の事業者と契約を締結する場合がある。

9 留意点

(1) 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 公正な審査を妨害する恐れのある、全ての行為を禁止する。

(3) 本募集に伴い知り得た情報等は、本企画提案公募に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはできない。

(4) 提出書類に虚偽の記載がある場合は失格とする。

(5) 参加表明書を提出した者が、提案を辞退する場合は、参加辞退届（様式9）を持参又は

郵送にて提出すること。

10 問い合わせ先

登米市まちづくり推進部

観光シティプロモーション課ふるさと定住係

T E L : 0220-23-7331 F A X : 0220-22-9164

電子メール : kanko-pro@city.tome.miyagi.jp